第5章 除害施設

工場や事業場からは、さまざまな排水が排出される。

このなかには、原料、中間生成物、また製品の一部などが含まれており、水質は業種、規模などによっていろいろに異なる。また、工場のほかに畜産物、洗濯業、病院など各種の事業場から種々雑多な排水が発生する。これらの廃水のなかには、そのまま排出させると下水道施設の機能を低下又は損傷したり、あるいは、処理からの放流水の水質を悪化させたりすることがある。**下水道法**では、このようないわゆる悪質な下水に対して水質規制を行っている。

1 除害施設の設置等

下水道法では、下水道に排除される下水に対して下水道施設の機能保全と損傷防止及び処理場からの放流水の水質確保を目的として水質規制を行っている。

この規制は、公共下水道を使用するすべての工場や事業所を対象にすることができる。水質項目は、温度など 4 項目で、排除基準は、**下水道法施行令**で定める範囲の中で**条例**で定められている。(**法第 12 条関係**)

処理場からの放流水の水質を**下水道法**の基準に適合させることが困難になるおそれのある下水についての規制は、特定事業場を対象としたものと、事業場を限定させずに条例で除害施設の設置等を義務付けて行うものとがある。

特定事業場とは特定施設(**水質汚濁防止法第2条第2項及びダイオキシン類対策** 特別措置法第2条第2項)を設置している工場又は事業場である。

水質項目は処理困難な物質と処理可能な物質とに分けられている。処理困難な物質はカドミウムなど 26 項目の有害物質(健康項目)とフェノール類など 7 項目のその他の項目(環境 7 項目)であり、排除基準は政令で定めている範囲で条例で排除基準が定められている。(法第 12 条の 2)

これとは別に、放流水の水質確保を目的とした条例で、除害施設の設置等を義務付けて行う規制は、次の下水を対象としている。

- (1) 非特定事業場から排除される下水
- (2) 特定事業場から排除される下水で直罰規制の適用を受けない下水 水質項目は温度など 42 項目である。排除基準は上記の処理困難な物質と同じ項目に

ついては政令で上記と同一の一律基準が定められている。他の項目については政令の定める範囲内で条例によって定められている。(法第12条の10関係)

以上述べた水質規制の仕組みを整理したものが表5-1である。

2 事前調査

工場、事業場から公共下水道へ排除される排水には、**下水道法**によって排水規制 が課せられており、何時いかなる場合においても排除基準を満足していなければな らない。

排除基準を守れない場合は、原材料の変更や除害施設を設ける等の処置をした上で、公共下水道に接続しなければならない。

また、次の場合は排水設備確認申請書の他に下水道法及び下水道条例に基づく届出書が必要となる。

- (1) 水質汚濁防止法第 2 条第 2 項及びダイオキシン類対策特別措置法に規定している特定施設を設置している事業場
- (2) 特定事業場以外で除害施設が必要な事業場
- (3) 1日に50 ㎡以上の汚水を排除する事業場

工場及び事業場の排水設備工事を計画する場合は、事前に十分に調査すること。

水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設

(水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表題1に掲げる施設)

- 1 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 選鉱施設
 - 口 選炭施設
 - ハ 坑水中和沈でん施設
 - ニ 掘さく用の泥水分離施設
- 1の2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 豚房施設 (豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
 - ロ 牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
 - ハ 馬房施設(馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
- 2 畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。)
 - ハ湯煮施設
- 3 水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 水産動物原料処理施設
 - 口 洗浄施設
 - ハ脱水施設
 - ニ ろ過施設
 - ホ 湯煮施設
- 4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - 口 洗浄施設
 - ハ 圧搾施設
 - 二 湯煮施設
- 5 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の 用に供する施設であって、次に掲げるもの

イ 原料処理施設 口 洗浄施設 ハ 湯煮施設 二 濃縮施設 ホ 精製施設 へ ろ過施設 6 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設 7 砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設 8 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう 9 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機 10 飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 へ 蒸りゅう施設 11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 口 洗浄施設 ハ 圧搾施設 二 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設

12 動植物油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- 口 洗浄施設
- ハ 圧搾施設
- 二 分離施設
- 13 イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - 口 洗浄施設
 - ハ 分離施設
- 14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料浸せき施設
 - ロ 洗浄施設(流送施設を含む。)
 - ハー分離施設
 - ニ 渋だめ及びこれに類する施設
- 15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロろ過施設
 - ハ精製施設
- 16 めん類製造業の用に供する湯煮施設
- 17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
- 18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
- 18の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - 口 湯煮施設
 - ハ 洗浄施設
- 18の3 たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 水洗式脱臭施設
 - 口 洗浄施設
- 19 紡積業又は繊維製品の製造業若しくは加工業のように供する施設であって、次に掲げるもの

- イ まゆ湯煮施設
- 口 副蚕処理施設
- ハ 原料浸せき施設
- ニ 精練機及び精練そう
- ホシルケット機
- へ 漂白機及び漂白そう
- ト 染色施設
- チ 薬液浸透施設
- リ のり抜き施設
- 20 洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 洗毛施設
 - 口 洗化炭施設
- 21 化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 湿式紡糸施設
 - ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設
 - ハ 原料回収施設
- 21の2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー
- 21の3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
- 21の4 パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 湿式パーカー
 - 口 接着機洗浄施設
- 22 木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 湿式パーカー
 - 口 薬液浸透施設
- 23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料浸せき施設
 - ロ 湿式パーカー
 - ハー砕木機
 - 二 蒸解施設

- 木 蒸解廃液濃縮施設
- へ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設
- ト 漂白施設
- チ 抄紙施設(抄造施設を含む。)
- リ セロハン製膜施設
- ヌ 湿式繊維板成型施設
- ル 廃ガス洗浄施設
- 23の2 新聞業、出版社、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 自動式フィルム現像洗浄施設
 - 口 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
- 24 化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - 口 分離施設
 - ハ水洗式破砕施設
 - ニ 廃ガス洗浄施設
 - ホ 湿式集じん施設
- 25 水銀電解法によるか性ソーダはか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に 掲げるもの
 - イ 塩水精製施設
 - 口 電解施設
- 26 無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 洗浄施設
 - ロろ過施設
 - ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
 - ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- 27 前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ ろ過施設
- 口 遠心分離機
- ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
- ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
- ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
- へ 青酸製造施設のうち、反応施設
- ト ようそ製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
- チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設
- リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設
- ヌ 廃ガス洗浄施設
- ル 湿式集じん施設
- 28 カーバイド性アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 湿式アセチレンガス発生施設
 - ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設
 - ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設
 - ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設
 - ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
 - へ クロロプレンモノマー洗浄施設
- 29 コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ ベンゼン類硫酸洗浄施設
 - 口 静置分離器
 - ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
- 30 発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 蒸りゅう施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ ろ過施設

- 31 メタン誘導品生産業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設
 - ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
 - ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
- 32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ 廃ガス洗浄施設
- 33 合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 縮合反応施設
 - 口 水洗施設
 - ハ 遠心分離機
 - 二 静置分離機
 - ホ ふっ素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設
 - へ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設
 - ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設
 - チ ポリプテンの酸又はアルカリによる処理施設
 - リ 廃ガス洗浄施設
 - ヌ 湿式集じん施設
- 34 合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - 口 脱水施設
 - ハ 水洗施設
 - ニ ラテックス濃縮施設
 - ホ スチレン・プタジエンゴム、ニトリル・プタジエンゴム又はポリプタジエンゴム の製造施設のうち、静置分離器
- 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 蒸りゅう施設

- 口 分離施設
- ハ 廃ガス洗浄施設
- 36 合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 廃酸分離施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
 - ハ 湿式集じん施設
- 37 前6号に掲げる事業以外の石油化学工場(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 洗浄施設
 - 口 分離施設
 - ハ ろ過施設
 - ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設
 - ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジア ミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設
 - へ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
 - ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設
 - チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及 び濃縮施設
 - リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソプチルアルコールの製造施設のうち、縮 合反応施設及び蒸りゅう施設
 - ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
 - ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施 設
 - オ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチル アルコール蒸りゅう施設
 - ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器
 - カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設

- ョ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコー ル回収施設
- タ 廃ガス洗浄施設
- 38 石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料精製施設
 - 口 塩折施設
- 39 硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 脱酸施設
 - 口 脱臭施設
- 40 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設
- 41 香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 洗浄施設
 - 口 抽出施設
- 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 石灰づけ施設
 - ハ 洗浄施設
- 43 写真感光材料製造業の用に供する施設であって、感光剤洗浄施設
- 44 天然樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - 口 脱水施設
- 45 木材化学工業の用に供する施設であって、フルフラール蒸りゅう施設
- 46 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 水洗施設
 - ロろ過施設
 - ハ ヒドラジン製造業のうち、濃縮施設
 - ニ 廃ガス洗浄施設

- 47 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 動物原料処理施設
 - ロろ過施設
 - ハ 分離施設
 - ニ 混合施設 (第 2 条各号に掲げる物質を含有する物を混合する物に限る。以下同じ。)
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設
- 49 農薬製造業の用に供する混合施設
- 50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
- 51 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるものイ 脱塩施設
 - ロ 原油常圧蒸りゅう施設
 - ハ 脱硫施設
 - ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設
 - ホ 潤滑油洗浄施設
- 51の2 自動車専用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
- 51の3 医療用若しくは衛生用ゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
- 52 皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 洗浄施設
 - ロ 石灰づけ施設
 - ハ タンニンづけ施設
 - ニ クロム浴施設
 - ホ 染色施設
- 53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるものイ 研磨洗浄施設

- ロ 廃ガス洗浄施設
- 54 セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 抄造施設
 - 口 成型機
 - ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
- 55 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
- 56 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
- 57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
- 58 窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 水洗式破砕施設
 - 口 水洗式分別施設
 - ハ 酸処理施設
 - 二 脱水施設
- 59 砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 水洗式破砕施設
 - 口 水洗式分別施設
- 60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
- 61 鉄綱業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ タール及びガス液分離施設
 - ロ ガス冷却洗浄施設
 - ハ 圧延施設
 - ニ 焼入れ施設
 - ホ 湿式集じん施設
- 62 非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 環元そう
 - ロ 電解施設(溶融塩電解施設を除く。)
 - ハ 焼入れ施設
 - 二 水銀精製施設

- ホ 廃ガス洗浄施設
 - へ 湿式集じん施設
- 63 金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 焼入れ施設
 - 口 電解式洗浄施設
 - ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設
 - 二 水銀精製施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- 63の2 空びん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
- 64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ タール及びガス液分離施設
 - ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
- 64の2 水道施設(水道法[昭和32年法律第177号]第3条第8項に規定するものをいう。)、 工業用水道施設(工業用水道事業法[昭和33年法律第84号]第2条第6項に規定する ものをいう。)又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。)の 施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当たり1 万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
 - イ 沈殿施設
 - ロろ過施設
- 65 酸又はアルカリによる表面処理施設
- 66 電気めっき施設施設
- 66の2 旅館業(旅館業法 [昭和23年法律第138号] 第2条第1項に規定するもの(下宿営業を除く。)をいう。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ ちゅう房施設
 - 口 洗濯施設
 - ハ 入浴施設
- 66の3 共同調理場(学校給食法 [昭和23年法律第160号] 第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以

下簡単に「総床面積」という。)が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

- 66の4 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
- 66の5 飲食店(次号及び第66号の7に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
- 66の6 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
- 66の7 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を 設けて客の接待を、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面 積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
- 67 洗濯業の用に供する洗浄施設
- 68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
- 68の2 病院(医療法[昭和23年法律第205号]第1条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるものイ ちゅう房設備
 - 口 洗浄施設
 - ハ 入浴施設
- 69 と畜業又はへい獣取扱業の用に供する解体施設
- 69の2 中央卸売場市場(卸売市場法 [昭和46年法律第35号] 第2条第3項に規定する ものをいう。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限 る。)
 - イ 卸売場
 - 口 仲卸売場
- 69の3 地方卸売場市場(卸売市場法第2条第4項に規定するもの(卸売市場法施行令[昭和46年制令第221号]第2条第2号に規定するものを除く。)をいう。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
 - イ 卸売場

- 口 仲卸売場
- 70 廃油処理施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 [昭和 45 年法律第 136 号] 第3条第9号に規定するものをいう。)
- 70の2 自動車分解整備事業(道路運搬車両方 [昭和26年法律第185号] 第77条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)
- 71 自動式洗車洗浄施設
- 71の2 科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は 専門教育を行う事業場で総理府令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供 する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 洗浄施設
 - ロ 焼入れ施設
- 71の3 一般廃棄物処理施設 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 [昭和45年法律第 137号] 第8条第1項に規定するものをいう。) である焼却施設
- 71の4 産業廃棄物処理施設 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。) のうち、次に掲げるもの
 - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 [昭和 46 年政令第 300 号] 第7条第 1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若 しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法 律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処理を業として行うもの(同法第14条 第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同 法第14条の4第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの。
 - ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲 げる施設。
- 71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)
- 71の6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設 (前各号に該当するものを除く。)

- 72 し尿処理施設 (建築基準法施行令 [昭和 25 年制令第 388 号] 第 32 条第 1 項の表に規定する計算方法により算定した処理対象人員が、500 人以下のし尿浄化槽を除く。)
- 73 下水道終末処理施設
- 74 特定事業場から排出される水 (公共用水域に排出されるものを除く。) の処理施設 (前2号に掲げるものを除く。)

参考

(科学技術に関する研究等を行う事業場)

水質汚濁防止法施行令別表第1第71号の2の総理府令で定める事業場は、次に掲げる事業場とする。

- 1 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。)
- 2 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。)
- 3 学術研究(人文化学にのみに係るものを除く。)又は製品の製造若しくは技術の 改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(前2号に該当するものを 除く。)
- 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、 専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
- 5 保健所
- 6 検疫所
- 7 動物検疫所
- 8 植物防疫所
- 9 家畜保健衛生所
- 10 検査業に属する事業場
- 11 商品検査業に属する事業場
- 12 臨床検査業に属する事業場
- 13 犯罪鑑識施設

ダイオキシン類対策特別設置法第2条第2項に規定する特定施設

(ダイオキシン対策特別措置法施行令(平成 11 年政令第 433 号)別表第 2 に掲げる施設)

- 1 硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
- 2 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
- 3 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発 生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ 廃ガス洗浄施設
 - ロ 湿式集じん施設
- 4 別表第1代5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び該当廃棄物焼却炉において生ずる貯累施設であって汚水又は廃液を排出するもの
 - イ 廃ガス洗浄施設
 - ロ 湿式集じん施設
- 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
- 6 下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は 廃液を含む下水を処理するものに限る。)
- 7 第1号から第5号までに掲げる施設を設置する工場又は排出される水(第1号から第5号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前項に掲げるものを除く。)

京田辺市公共下水道への事業所排水水質基準

	ī						
対象者		京 田 辺	市公	共 下 水	道の	更 用 者	
対象物質又は項目		特定		· ·		非 特 定	事 業 場
排 水 量 (㎡/日)	2000㎡/日以上	500㎡/日以上 2000㎡/日未満	50 ㎡/日以上 500 ㎡/日未満	30 ㎡/日以上 50 ㎡/日未満	30 ㎡/日未満	30 ㎡/日未満	50 ㎡/日未満
温度	45℃未満	45℃未満	45℃未満	45℃未満	45℃未満	45℃未満	45℃未満
水素イオン濃度	5を超え9未満	5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満
生物化学的酸素要求量(5 日間)	600 未満	600 未満	600 未満	3000 未満	3000 未満	600 未満	3000 未満
浮 遊 物 質 量	600 未満	600 未満	600 未満	3000 未満	3000 未満	600 未満	3000 未満
ノルマヘキサン抽出物 鉱 油 類 含 有 量	5	5	5	5	5	5	5
質 含 有 量 動植物油脂類含有量	30	30	30	30	30	30	30
よう素消費量	220 未満	220 未満	220 未満	220 未満	220 未満	220 未満	220 未満
フェノール類	1	1	1	1	5	1	1
銅及びその化合物	3	3	3	3	3	3	3
亜鉛及びその化合物	5	5	5	5	5	5	5
鉄及びその化合物(溶解性)	10	10	10	10	10	10	10
マンガン及び化合物 (溶解性)	10	10	10	10	10	10	10
クロム及び化合物	2	2	2	2	2	2	2
ふっ素 化合物	15	15	15	15	15	15	15
カドミウム及びその化合物	0.05	0.08	0.1	0.1	0.1	0.05	0.05
シ ア ン 化 合 物	0.5	0.8	1	1	1	0.5	0.5
有 機 燐 化 合 物	0.5	0.8	1	1	1	0.5	0.5
鉛及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物	0.25	0.4	0.5	0.5	0.5	0.25	0.25
ひ素及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
トリクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
四 塩 化 炭 素	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
ー・ニージクロロエタン	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
ー・ーージクロロエチレン	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
シスーー・ニージクロロエチレン	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
-・-・トリクロロエタン	3	3	3	3	3	3	3
- · - · ニートリクロロエタン	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
一・三-ジクロロプロベン	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
F D D A	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
シマジン	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
ベンザン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
セレン及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
ダイオキシン類	10	10	10	10	10	_	_
ニッケル含有量	i	2	2	2	2	2	2
ほう素及びその化合物	i	10	10	10	10	10	10
室 素 含 有 量	i e	240 未満	240 未満	240 未満	240 未満	240 未満	240 未満
アンモニア性窒素等含有量	i	380 未満	380 未満	380 未満	380 未満	380 未満	380 未満
游 含 有 量		32 未満	32 未満	32 未満	32 未満	32 未満	32 未満
化学的酸素要求量		600 未満 類は ng-T F O / 0	600 未満	600 未満	600 未満	600 未満	600 未満

- 注 1 単位は、水素イオン濃度は ph、ダイオキシン類は pg-T E Q $/ \ell$ 、それ以外はすべて mg $/ \ell$ で示す。

 - 2
 内は、下水道法第 12 条の 2 による直罰対象の排除基準を示す。

 3
 内は、公共下水道条例第 11 条第 1 項による除害施設の設置等の義務付けに係る排除基準を示す。
 - 4 未満と記されている数値以外は、排水基準の限度を示す。
 - 5 カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、及び六価クロム化合物については、昭和50年11月1日以降に水質汚濁防止法による特定事 業場となったものについては、水量にかかわらず、2000 ㎡/日以上の特定事業条と同等の基準とする。(京都府環境を守り育てる条例施行規則別表第4の 4 (その1) 備考3参照)
 - 6 化学的酸素要求量については現在行政指導とする。